

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

改正の理由

地方公務員法および地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことならびに特別職の非常勤職員および臨時的任用職員の任用が厳格化されたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例ほか3条例の一部を改正する。

改正の概要

1 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(第1条関係)

【一部公布の日または令和元年12月14日施行あり】

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する以下の事項を定める。

(1)会計年度任用職員の給与の種類

- ・パートタイム(第1号)会計年度任用職員…報酬および期末手当
- ・フルタイム(第2号)会計年度任用職員…給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当

(2)パートタイム会計年度任用職員の報酬等

- ・基本報酬(月額・日額・時間額)…給料(※)および地域手当に相当する報酬
- ・その他の報酬…特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬
- ・費用弁償…通勤手当相当

(※)フルタイム会計年度任用職員であるとした場合の額を基礎とし、勤務時間で按分する。

(3)フルタイム会計年度任用職員の給与

- ・給料…類似する職務に従事する職員に適用される給料表を適用
- ・手当…常勤職員の規定を準用

(4)期末手当

任期が6月以上である者(※)に対して期末手当を支給する。

(※)パートタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が人事委員会規則で定める勤務時間以上の者に限る。

(5)その他

- ・職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定める。
- ・令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における臨時的に任用された職員に適用する給料表に定める職務の級における最高の号給は、任命権者が別に定める。
- ・条例の名称を「滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例」に改める。

2 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（第2条関係）

【一部公布の日施行あり】

臨時的任用職員の年次有給休暇は、その者の任用の期間の月数に応じて付与する。

3 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（第3条関係）

条例の対象となる職に会計年度任用職員を追加する。

4 滋賀県学校職員退職手当支給条例（第4条関係）

- (1)パートタイム会計年度任用職員には、退職手当を支給しない。
- (2)フルタイム会計年度任用職員等には、一定の要件を満たす者には国家公務員と同様に退職手当を支給するため、必要な規定の整備を行う。

5 その他

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行する。

※その他必要な規定の整備の一部については、公布の日から施行する。

※成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴う規定の整備については、令和元年12月14日から施行する。

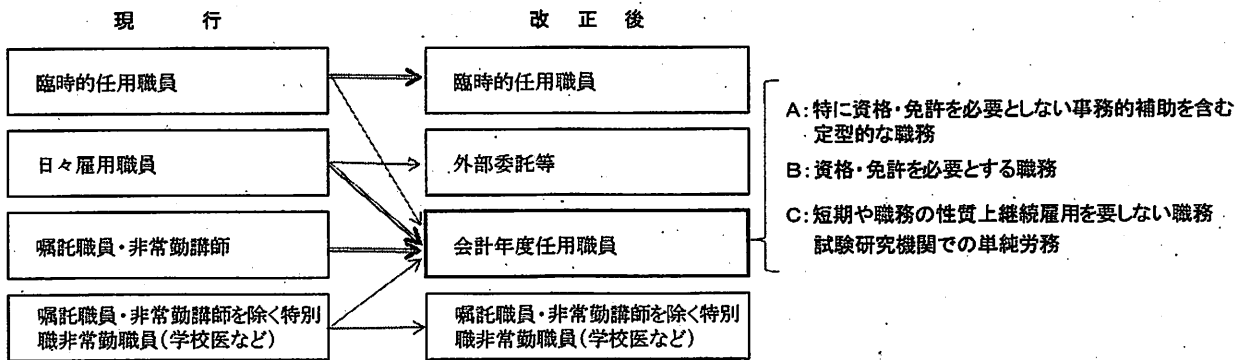
- (2) 関係条例について必要な改正を行う。
- (3) その他必要な規定の整備を行う。

地方公務員法等の一部改正に伴う会計年度任用職員の設置について

＜改正法の趣旨＞（令和2年4月1日施行）
⇒特別職および臨時的任用を厳格化、ならびに一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、処遇改善を図る。

1. 職の再構築

- ・ 現行の臨時的任用職員、嘱託職員等については、原則として一旦廃止
- ・ 会計年度任用職員の設置が必要と認められる場合には新たにその職を設置。



※会計年度任用職員制度の概要

＜定義＞：一会計年度を超えない範囲内で置かれる「一般職の非常勤」の職

＜任期＞：採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で、任命権者が定める期間

※同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されること「有」。

＜採用＞：適切な募集を行った上で、客観的な能力実証の実施が必要（面接や書類選考等）

＜給付＞：従事する職務の内容や責任の程度、地域の実情等を踏まえ適切に決定

2. 本県での会計年度任用職員の給付内容等

(1) 職務内容および報酬の上限額

類似の職務に従事する常勤職員に適用される給料表を基礎として、常勤職員と同様に職務経験等の要素を考慮した上で、勤務時間に応じて報酬額を決定（上限設定有り）。

(2) 期末手当

会計年度内での任期が6箇月以上ある者に対して、原則として期末手当を支給する。

(3) 勤務形態

パートタイム（38時間45分未満）での任用を基本。週あたりの日数、1日当たりの時間数は複数パターン用意し、現状に応じて柔軟に対応。

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）および地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことならびに特別職の非常勤職員および臨時的任用職員の任用が厳格化されたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 28 号）ほか 3 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

ア 題名を滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例に改めることとします。（第 1 条による改正後の題名関係）

イ 条例の趣旨規定に、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する事項を定めることを追加することとします。（第 1 条による改正後の第 1 条関係）

ウ この条例において、第 1 号会計年度任用職員とは、会計年度任用職員のうち法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる者をいい、第 2 号会計年度任用職員とは、会計年度任用職員のうち同項第 2 号に掲げる者をいうこととするほか、条例で使用する用語の定義を追加することとします。（第 1 条による改正後の第 2 条関係）

エ 第 1 号会計年度任用職員には報酬および期末手当を支給し、第 2 号会計年度任用職員には給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を支給することとします。（第 1 条による改正後の第 25 条関係）

オ 第 1 号会計年度任用職員の報酬の種類は、基本報酬（給料および地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬とすることとします。（第 1 条による改正後の第 26 条関係）

カ オの基本報酬は、月額、日額または時間額で定め、その支給方法は月額で定められたものは職員の例により、日額または時間額で定められたものは翌月の人事委員会規則で定める日までに支給することとします。（第 1 条による改正後の第 27 条および第 28 条関係）

キ 会計年度任用職員のうち、任期が 6 月以上である者（第 1 号会計年度職員にあって

は、任期が6月以上であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が人事委員会規則で定める勤務時間以上である者)その他これに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに対して期末手当を支給することとします。(第1条による改正後の第31条および第35条関係)

ク 第1号会計年度任用職員には、通勤のため要する費用を弁償することとします。(第1条による改正後の第32条関係)

ケ 第2号会計年度任用職員には、類似する職務に従事する職員に適用される給料表を適用し、この場合において適用する級は1級に限るものとする事とします。(第1条による改正後の第33条関係)

コ 第2号会計年度任用職員には、滋賀県職員の例により、時間外勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当を支給することとします。(第1条による改正後の第34条関係)

サ エからコまでの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めることとします。(第1条による改正後の第37条関係)

シ 休職中の会計年度任用職員の給与について定めることとします。(第1条による改正後の第38条関係)

ス 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における臨時的に任用された職員に適用する給料表に定める職務の級における最高の号給は、任命権者が別に定めることとします。(第1条による改正後の付則関係)

(2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部改正

臨時的任用職員の年次有給休暇は、その者の任用の期間の月数に応じて付与することとします。(第2条による改正後の第12条および別表第2関係)

(3) 次に掲げる条例について、必要な規定の整備を行うこととします。

ア 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年滋賀県条例第48号)

イ 滋賀県学校職員退職手当支給条例(昭和28年滋賀県条例第25号)

(4) その他

ア この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。ただし、エの一部は公布の日から、イおよびエの一部は令和元年12月14日から施行することとします。

イ この条例の施行に必要な経過措置を設けることとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、<u>県立学校職員および市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（学校栄養職員および事務職員を除く。）</u>の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 県立の中学校、高等学校および特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師_____、寄宿舎指導員および実習助手</p> <p>(2) 省略</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、<u>職員の給与ならびに会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例（<u>第34条を除く。</u>）において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 県立の中学校、高等学校および特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（<u>常時勤務の者および法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。</u>）、寄宿舎指導員および実習助手</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 この条例において「<u>会計年度任用職員</u>」とは、<u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（社会教育主事を除く。）お</u></p>

(新設)

(給料)

第3条 _____ 給料は、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年3月滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当、へき地手当（第13条の2の2の規定による手当を含む。第21条において同じ。）、産業教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 高等学校等教育職給料表（別表第1）
- (2) 小学校および中学校等教育職給料表（別表第2）

2および3 省略

よび教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項の職員に限る。）をいう。

3 この条例において「第1号会計年度任用職員」とは、会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいい、「第2号会計年度任用職員」とは、会計年度任用職員のうち同項第2号に掲げる者をいう。

(職員の給料)

第3条 職員の給料は、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当、へき地手当（第13条の2の2の規定による手当を含む。第21条および第25条第2号において同じ。）、産業教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 高等学校等教育職給料表（別表第1）
- (2) 小学校および中学校等教育職給料表（別表第2）

2および3 省略

第5条 削除

(初任給、昇格等の基準)

第6条 人事委員会は、組織に関する法令、条例、県の規則ならびに県の機関の定める規則およびその他の規程の趣旨に従い、および第4条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、または改定することができる。

2から5まで 省略

6 地方公務員法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第4条および前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第3条第3項または第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第7条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処

第5条 削除

(初任給、昇格等の基準)

第6条 人事委員会は、組織に関する法令、条例、県の規則ならびに県の機関の定める規則およびその他の規程の趣旨に従い、および第4条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職員の職務の級の定数を設定し、または改定することができる。

2から5まで 省略

6 _____法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第6条の2 _____法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第4条および前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、学校職員勤務時間条例第3条第3項または第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第7条 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前において人事委員会規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が _____法第29条の規定による懲戒処

分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2から6まで 省略

(給料の支給)

第8条 給料は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、人事委員会規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日までおよび月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第9条 省略

(給料の調整額)

第10条 人事委員会は、給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の程度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基き、給料月額の調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

第10条の2から第13条の3まで 省略

(給与の減額)

第14条 省略

分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2から6まで 省略

(給料の支給)

第8条 職員の給料は、毎月1回、その月の15日以後の日のうち人事委員会規則で定める日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、人事委員会規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日までおよび月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第9条 省略

(給料の調整額)

第10条 人事委員会は、職員の給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の程度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき給料月額の調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第10条の2から第13条の3まで 省略

(職員の給与の減額)

第14条 省略

第15条および第16条 省略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員および管理職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日(以下「休日等」という。)(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第1項もしくは第5条または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第3条第1項もしくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、休日等が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下この条において同じ。)(当該休日等に特に勤務を命ぜられて、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第10条第2項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項の規定(以下この条において「休日の振替に関する規定」という。))により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2から4まで 省略

(期末手当)

第15条および第16条 省略

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員および管理職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日(以下「休日等」という。)(学校職員勤務時間条例第4条第1項もしくは第5条または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)第3条第1項もしくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、休日等が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下この条において同じ。)(当該休日等に特に勤務を命ぜられて、学校職員勤務時間条例第10条第2項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項の規定(以下この条において「休日の振替に関する規定」という。))により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。)もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2から4まで 省略

(職員の期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条および第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員（第23条第6項の規定の適用を受ける職員および人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2および3 省略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5および6 省略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条および第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____

____、または死亡した職員（第23条第6項の規定の適用を受ける職員および人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2および3 省略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し_____、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5および6

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に_____法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に_____法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 省略

（勤勉手当）

第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 省略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死

(3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 省略

（勤勉手当）

第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、または死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 省略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し_____、または死亡した職員にあつては、退職し_____、または死

亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3から5まで 省略

第19条から第19条の3まで 省略

(退職手当)

第20条 退職手当については、別に条例で定める。

(管理職手当等の支給方法)

第21条 管理職手当、扶養手当、地域手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当およびへき地手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(臨時または非常勤職員の給与)

第22条 臨時または非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が予算の範囲内で別に定めるものとする。ただし、他の条例に別段の定がある場合は、この限りでない。

(休職者の給与)

第23条 職員が公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、もしくは疾病にかかり、地方

亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3から5まで 省略

第19条から第19条の3まで 省略

(退職手当)

第20条 職員の退職手当については、別に条例で定める。

(管理職手当等の支給方法)

第21条 職員の管理職手当、扶養手当、地域手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当およびへき地手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第22条 削除

(職員の休職者の給与)

第23条 職員が公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、もしくは疾病にかかり、_____

公務員法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 省略

5 休職中の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項の規定により当該各項に定める給与を支給される場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。

6 第2項または第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

_____法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により_____法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が_____法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 省略

5 休職中の職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項の規定により当該各項に定める給与を支給される場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。

6 第2項または第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____

_____、または死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

7 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

(会計年度任用職員の給与)

第25条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 第1号会計年度任用職員 報酬および期末手当

(2) 第2号会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当

(第1号会計年度任用職員の報酬の種類)

第26条 前条第1号に掲げる報酬の種類は、基本報酬（給料および地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬とする。

(基本報酬)

第27条 基本報酬は、月額、日額または勤務1時間につき定める額（以下「時間額」という。）で定める。

2 月額で定める基本報酬の額は、第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合にこの条例の規定により支給すべき給料月額、給料の調整額および地域手当の月額のそれぞれに、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨

てた額)の合計額とする。

3 日額で定める基本報酬の額は、基準報酬月額(第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合にこの条例の規定により支給すべき給料および地域手当の月額)の合計額をいう。次項および第30条第2項において同じ。)を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

4 時間額で定める基本報酬の額は、基準報酬月額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(基本報酬の支給方法)

第28条 基本報酬(月額で定められたものに限る。)の支給の方法は、職員の給料の例による。

2 基本報酬(月額で定められたものを除く。)は、月の初日から末日までの期間の勤務日数または勤務時間に応じたその全額を翌月の人事委員会規則で定める日までに支給する。

(特殊勤務手当等に相当する報酬)

第29条 特殊勤務手当および宿日直手当に相当する報酬は、これらの手当の支給を受ける職員の例により支給する。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当に相当する報酬は、これらの手当の支給を受ける第2号会計年度任用職員の例により

支給する。

(第1号会計年度任用職員の給与の減額)

第30条 第1号会計年度任用職員（時間額で基本報酬の額が定められた者を除く。）が勤務しないときは、時間外勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間、休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、基準報酬月額に12を乗じたものを、学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

3 第1項の承認の基準は、人事委員会規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第31条 期末手当は、第1号会計年度任用職員のうち、その任期が6月以上であり、かつ、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が人事委員会規則で定める勤務時間以上である者その他これに準ずる者として人事委員会規則で定める者に対して支給する。

2 第17条(第3項および第4項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中

欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項
第17条第5項	各給料表	第31条第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第3項
	規定する合計額	規定する額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該額

3 前項において準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額(日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額)とする。

(通勤に係る費用弁償)

第32条 第1号会計年度任用職員は、通勤のために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償の額および支給方法は、月額で基本報酬の額が定めら

れた第1号会計年度任用職員にあつては当該第1号会計年度任用職員
の任期を考慮して通勤手当の支給を受ける職員の例に、日額または時間
額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては職
員との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して別に定めるところに
よるものとする。

(第2号会計年度任用職員の給料)

第33条 第2号会計年度任用職員の給料は、第4条第1項に掲げる給料表
によるものとし、当該第2号会計年度任用職員の職務と類似する職務に
従事する職員に適用される給料表を適用する。この場合において、適用
する給料表の級は、次の表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ、同表の
右欄に定める級に限るものとする。

高等学校等教育職給料表	1級
小学校および中学校等教育職 給料表	1級

2 新たに給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員となつた者の
号給は、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 第10条の規定は、第2号会計年度任用職員の給料月額について準用す
る。

(時間外勤務手当等)

第34条 時間外勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当は、滋賀県職
員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第1条の2第
1項に規定する職員の例により、第2号会計年度任用職員に対して支給

する。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第35条 期末手当は、第2号会計年度任用職員のうち、その任期が6月以上である者その他これに準ずる者として人事委員会規則で定める者に対して支給する。

2 第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第17条第1項	第23条第6項	第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項
第17条第4項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれ

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条(第4項を除く。)、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。)	第2号会計年度任用職員について定められた
-----	---	----------------------

	以下「 <u>学校職員勤務時間 条例</u> 」という。) <u>第3条 から第6条までに規定 する</u>	
	<u>管理職手当、扶養手当、 地域手当、住居手当、通 勤手当、単身赴任手当、 宿日直手当、管理職員特 別勤務手当、期末手当、 勤勉手当</u>	<u>地域手当、通勤手当、 宿日直手当、期末手当</u>
	<u>第21条および第25条第 2号</u>	<u>第36条において読み 替えて準用する第21 条</u>
	<u>および退職手当</u>	<u>、退職手当、時間外勤 務手当、休日勤務手当 および夜間勤務手当</u>
<u>第11条の3第2 項</u>	<u>給料、管理職手当および 扶養手当の月額合計 額</u>	<u>給料の月額</u>
<u>第13条の2第2 項および第13条 の2の2第1項</u>	<u>給料および扶養手当の 月額合計額</u>	<u>給料の月額</u>
<u>第14条第1項</u>	<u>ときは、</u>	<u>ときは、時間外勤務手 当の一部の支給に代 わる措置の対象とな るべき時間、</u>
	<u>休暇</u>	<u>有給の休暇</u>

第 19 条の 2 第 1 項	割合（管理職手当を受け る者にあつては、その職 務の複雑、困難および責 任の度合による区分に 応じ、100 分の 4 を超え ない範囲内において人 事委員会規則で定める 割合）	割合
第 19 条の 3 第 2 項	号給（再任用職員にあつ ては、職務の級）	号給
第 21 条	管理職手当、扶養手当、 地域手当、宿日直手当、 期末手当、勤勉手当	地域手当、宿日直手 当、期末手当

（会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮した取扱い）

第37条 第25条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与については、任命権者が別に定めることができる。

（会計年度任用職員の休職者の給与）

第38条 会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与のそれぞれ100分の60以内の額を支給することができる。

（1）第1号会計年度任用職員 基本報酬

（2）第2号会計年度任用職員 給料および地域手当

2 会計年度任用職員が滋賀県職員の分限に関する条例第3条第1項ま

たは滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例第2条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与のそれぞれ100分の100以内の額を支給することができる。

- (1) 第1号会計年度任用職員 基本報酬および期末手当
- (2) 第2号会計年度任用職員 給料、地域手当および期末手当

3 休職中の会計年度任用職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前2項および次項において準用する第23条第1項の規定によりこれらの規定に定める給与を支給される場合を除くほか、いかなる給与も支給しない。

4 第23条第1項、第6項および第7項の規定は、会計年度任用職員の休職者の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第23条第6項	第2項または第4項に規定する職員	第38条第2項第1号または第2号に規定する期末手当の支給を受けることができる会計年度任用職員
	当該各項に第17条第1項	同項に第31条第2項または第35条第2項において読み替えて準用する第17条第1項

(人事委員会規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付 則

1 から13まで 省略

(新設)

	<u>当該各項の</u>	<u>第38条第2項の</u>
<u>第23条第7項</u>	<u>第23条第6項</u>	<u>第38条第4項において読み替えて準用する第23条第6項</u>

(人事委員会規則への委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付 則

1 から13まで 省略

14 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における臨時的に任用された職員に適用する給料表に定める職務の級における最高の号給は、別表第1および別表第2の規定にかかわらず、これらの表に定める職務の級における最高の号給を超えない範囲内で任命権者が別に定める。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、県立学校職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項の職員に限る。）および市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。</p> <p>第3条から第9条の2まで 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限）</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第16条ならびに別表第2において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に</p>	<p>第1条 省略 （定義）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、県立学校職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項の教育公務員および教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項の職員に限り、<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。第21条第4項において「学校職員給与条例」という。）第2条第2項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員および同項に規定する会計年度任用職員をいう。</p> <p>第3条から第9条の2まで 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限）</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第16条ならびに別表第3において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に</p>

該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。

2 および 3 省略

4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第16条ならびに別表第2において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条および第11条 省略

該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。

2 および 3 省略

4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第16条ならびに別表第3において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条および第11条 省略

(年次有給休暇)

第12条 省略

(新設)

- 2 年次有給休暇の単位は、1日または1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

第13条から第16条まで 省略

第17条 任命権者は、職員が親族の死亡により休暇を願い出たときは、別表第2に掲げる基準の範囲内において特別休暇を与えることができる。
(介護休暇)

(年次有給休暇)

第12条 省略

2 前項の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員の年次有給休暇は、その者の任用の期間の月数に応じて、別表第2の休暇日数欄に掲げる日数のとおりとする。

- 3 年次有給休暇の単位は、1日または1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

6 臨時的に任用される職員の年次有給休暇の繰越しについては、人事委員会規則で定めるところによる。

第13条から第16条まで 省略

第17条 任命権者は、職員が親族の死亡により休暇を願い出たときは、別表第3に掲げる基準の範囲内において特別休暇を与えることができる。
(介護休暇)

第21条 省略

2 および 3 省略

4 介護休暇については、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下この項において「学校職員給与条例」という。）第14条第1項または給与条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、学校職員給与条例第14条第2項または給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（臨時または非常勤の職員の勤務時間等）

第22条 臨時または非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日および休暇は、この条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

（読替規定）

第23条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、

第21条 省略

2 および 3 省略

4 介護休暇については、学校職員給与条例第14条第1項または給与条例第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、学校職員給与条例第14条第2項または給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（非常勤の職員の勤務時間等）

第22条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）の勤務時間、休日および休暇は、この条例の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

（読替規定）

第23条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、

第9条の3第1項から第3項まで(同条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項、第12条第3項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項ならびに第21条の2第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第24条 省略

付則 省略

別表第1 省略

第9条の3第1項から第3項まで(同条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項、第12条第4項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項ならびに第21条の2第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第24条 省略

付則 省略

別表第1 省略

別表第2 (第12条関係)

臨時的任用職員年次有給休暇表

任用の期間	休暇日数
1月以内	2日
1月を超え2月以内	3日
2月を超え3月以内	5日
3月を超え4月以内	7日
4月を超え5月以内	8日
5月を超え6月以内	10日
6月を超え7月以内	12日
7月を超え8月以内	13日
8月を超え9月以内	15日

別表第2 省略

9月を超え10月以内	17日
10月を超え11月以内	18日
11月を超え1年以内	20日

注1 任用の期間が更新されたときは、更新前の任用の期間を通算した期間をもつてその者の任用の期間とみなしてこの表を適用する。

2 更新後の任用の期間に係るその者の年次有給休暇の日数は、その者が更新前に既に使用した日数を差し引いた日数とする。

別表第3 省略

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「職員条例」という。）第12条および<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）第13条_____の規定に基づき、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、県立の高等学校、中学校および特別支援学校の職員ならびに_____市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員_____をいう。</p> <p>第3条以下</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「職員条例」という。）第12条および<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）第13条<u>（学校職員条例第36条において準用する場合を含む。）</u>の規定に基づき、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、県立の高等学校、中学校および特別支援学校の職員<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）</u>、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員および<u>同項に規定する会計年度任用職員</u>をいう。</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第5条、第8条から第10条の2まで、第10条の5、第21条および第22条の2の規定ならびに<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条、第6条、第7条、第10条から第11条の2まで、第11条の4、第13条の3、第18条、第19条の2および第19条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2および3 省略 第9条以下 省略</p>	<p>第1条から第7条まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第5条、第8条から第10条の2まで、第10条の5、第21条および第22条の2の規定ならびに<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条、第6条、第7条、第10条から第11条の2まで、第11条の4、第13条の3、第18条、第19条の2および第19条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2および3 省略 第9条以下 省略</p>

滋賀県職員の修学部分休業に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 （修学部分休業取得中の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第13条第1項または<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）</u>第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、滋賀県職員等の給与に関する条例第18条または<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例第14条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第4条以下 省略</p>	<p>第1条および第2条 省略 （修学部分休業取得中の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第13条第1項または<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）</u>第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、滋賀県職員等の給与に関する条例第18条または<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第14条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>第4条以下 省略</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第26条第1項または<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u>(昭和32年滋賀県条例第28号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)第26条第1項または<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u>(昭和32年滋賀県条例第28号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>第6条以下 省略</p>

滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>（職務に復帰した職員に関する職員給与条例等の特例）</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員および技能労務職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。第14条において「職員給与条例」という。）第26条第1項または<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条から第4条まで 省略</p> <p>（職務に復帰した職員に関する職員給与条例等の特例）</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員および技能労務職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。第14条において「職員給与条例」という。）第26条第1項または<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。</p> <p>第6条以下 省略</p>

滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、市町が処理することとする。</p> <p>(1) および(2) 省略</p> <p>(3) <u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下この号において「条例」という。）および条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る。）</p> <p>ア およびイ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、市町が処理することとする。</p> <p>(1) および(2) 省略</p> <p>(3) <u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下この号において「条例」という。）および条例の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に係るものに限る。）</p> <p>ア およびイ 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 （教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条から第5条まで 省略 （教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員条例」という。）別表の高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級または特2級である者には、その者の給料月額^の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条から第6条まで 省略 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第20条第1項または<u>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第8条から第23条まで 省略 （部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条第1項または学校職員給与条例第14条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条または学校職員給与条例第14条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>第1条から第6条まで 省略 （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）第20条第1項または<u>滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例</u>（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）第17条第1項（<u>学校職員給与条例第31条第2項および第35条第2項において読み替えて準用する場合を含む。</u>）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>第8条から第23条まで 省略 （部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条第1項または学校職員給与条例第14条第1項（<u>学校職員給与条例第36条において読み替えて準用する場合を含む。</u>）もしくは第30条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条または学校職員給与条例第14条第2項（<u>学校職員給与条例第36条において</u></p>

第25条以下 省略

準用する場合を含む。)もしくは第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第25条以下 省略